

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日か、  
がと、  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

肥料の登録の有効期間の更新  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
臨時種畜検査の実施

土地改良区の設立の認可

公有水面の埋立の免許

土地の用途廃止

### ◇ 公 報

調理師試験の実施  
鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三号	北条なたね 複合肥料	アンモニヤ性窒素 七・一 く溶性りん酸 七・五 うち水溶性りん酸 三・一 水溶性加里 九・七	東伯郡北条町弓原三番地 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄
鳥取県 第三号	北条麦 複合肥料	アンモニヤ性窒素 六・一 く溶性りん酸 八・六 うち水溶性りん酸 三・六 水溶性加里 八・八	

### 鳥取県告示第六百三十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

#### 二 実施する区域 別表のとおり

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

#### 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの

牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分  
べん前後一月以内のものを除く。  
2 肝てつ検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを  
除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 5 だに駆除 BHC散布
- 6 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月 一日	大山町	佐摩、坊領検診場
" 二日	"	別所、畑、蔵岡
" 九日	"	香取
" 十四日	米子市	上新印、豊田
" 十五日	"	石井、古市

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月 十六日	"	青木、八幡
" 二十三日	"	枋原、渡道、新高田
" 二十八日	"	小竹、前谷
" 二十九日	十一月 一日	下槇原、中槇原

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月 四日	大山町	佐摩、坊領検診場
" 五日	"	別所、畑、蔵岡
" 十二日	"	香取
" 十七日	米子市	上新印、豊田
" 十八日	"	石井、古市
" 十九日	"	青木、八幡
" 二十六日	名和町	枋原、渡道、新高田
" 三十一日	"	小竹、前谷
十一月 一日	大山町	下槇原、中槇原

実施期日	実施区域	実施場所
十月 七日	名和町	神田放牧場
" 十一日	岸本町	大山
" 二十二日	中山町	高橋
" 三十日	名和町	神田
" 三十一日	岸本町	大山



一 埋立の免許を受けた者

東郷湖漁業協同組合

二 埋立の場所及び面積

東伯郡東郷町大字松崎字新町三七〇の一―番地先から新町防波堤まで

の東郷池水面 一、七五四・八二平方メートル

三 埋立の目的

荷さばき所及び網干場建設用地の造成

四 埋立工事の期間

昭和四十三年九月十三日から

昭和四十四年三月十五日まで

鳥取県告示第六百四十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年九月十七日から用途廃止した。

昭和四十三年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
岩美郡岩美町大字浦富字小堤四四―番地先から 四五二ノ―番地先まで	一八五・四一	道路敷

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和43年9月17日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高専科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和43年10月20日 午前9時

3 試験の場所

(1) 鳥取、那家、浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町 自治会館講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市藪城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子、根雨の各保健所管内の受験者

米子市糺町1丁目 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規  
 (2) 公衆衛生学  
 (3) 栄養学  
 (4) 食品学  
 (5) 食品衛生学  
 (6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先  
 ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
 イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類  
 ア 受験願書(別紙によること。)なお、県外の居住者にあつては受験願書の余白に受験希望地を記載すること。  
 イ 履歴書(特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)  
 ウ 受験資格を有することを証する書類  
 エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類  
 オ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像の名称のもの、その裏面に住所、氏名及び生年月日を記載すること。)

(3) 提出期間  
 昭和43年9月20日から昭和43年9月30日まで。ただし、郵送の場合  
 は、提出期間内の消印のあるもの限り有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円  
 (2) 納付方法  
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。  
 7 携行品  
 筆記用具  
 8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。  
 (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

別紙

雑報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したので、お知らせ  
します。

昭和43年9月17日

鳥取食糧事務所長 吉田 鉄太郎

出張所名 移転年月日 新庁舎所在地

西伯出張所 昭和43年8月31日 西伯郡西伯町大字福成2296

会見 " " "

調理師試験受験願

収入証紙  
はのつけ  
欄

本籍	住所	氏名	出生年月日	卒業年月日	現在業先の 学校名
		年 月 日 生	年 月 日 業	年 月 日 終	年 月 日 先
性別	籍	調理経歴			
		年 月 日 月 まで	年 月 日 月 まで	年 月 日 月 まで	年 月 日 月 まで

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたので、関係書類を添えて  
お願いします。

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

名 氏

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】